

総合評価方式における 技術資料作成の留意点について

建設局では、公共工事の品質確保や企業の技術力の向上・技術開発の促進を図られることを目的に、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、平成20年度から総合評価方式による発注を本格実施しています。

この度、建設局の実施する総合評価方式の評価の透明性を高めるため、平成26年度の事例を基に、技術資料を作成するうえでの留意点等について取りまとめましたのでお知らせします。

(1) 施工計画 — 工程管理（工程表）

工程表には、バーチャートに加え、各工種の関係が分かる表示を縦破線などにより行い、施工の手順が明確になるよう記載してください。

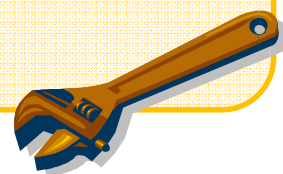
また、落札者決定基準や設計図書には、現場状況など、各工事固有の課題や制約条件等について記載されていますので、それらを踏まえたうえで、技術資料を作成してください。

制約条件などを踏まえ、独自に施工の時期や手順に工夫を加える場合は、必ず「工程管理に係る技術的所見」欄にその内容を記載してください。

なお、落札者決定基準に記載された課題を解決するための、具体的な提案を求めていますので、「可能な限り」や「努める」などといった、提案内容を実施したことを確認できない記載がある場合は、評価されませんので注意してください。

（評価されなかった事例）

- 1). 施工順序や施工内容が具体的に記載されておらず不明確又は誤っている。
- 2). 落札者決定基準等に、工期及び施工が制約される期間（着手時期、出水期間、観光規制期間等）について記載があるにも関わらず、それを踏まえた工程表になっていない。
- 3). 課題の解決に向けて「〇〇に努める」と記載されている。



(2) 施工計画 — 品質管理・環境への配慮・安全管理

対策箇所、目的をしっかりと踏まえて、企業独自の経験等を活かして工夫した内容を具体的に記載してください。

また、工程管理と同様に、落札者決定基準及び設計図書をよく読み、現場条件や制約を踏まえたうえで対策を具体的に記載してください。

なお、京都市土木工事共通仕様書に記載された内容と同じ提案、交通誘導員の単純な増員提案、単に高規格の材料を用いるといった提案は評価されません。

提案の内容が優れたものであっても、落札者決定基準に記載されている課題の解決に効果が期待できない場合は、評価されませんので注意してください。

(評価されなかった事例)

- 1). 対策内容や対策箇所が具体的に記載されていない。
- 2). 既に設計図書に明示されている内容と同じものを提案している。
- 3). 盛土の品質確保における施工上の留意点と対策について提案を求めているにも関わらず、ブロック積の品質確保について提案をしている。



(3) 建設業の魅力向上 — 本工事の魅力発信

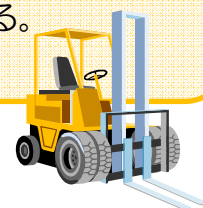
特殊な建設機械・施工方法や、地下に埋設され供用後に不可視部分となる箇所をPRする等、市民が興味をもって建設業の魅力を感じることができる工夫を求めています。

工事の実施を周知する目的で、従来から一般的に行われている週間工程表や工事ビラの単なる配布については、評価されません。配布物や看板設置等による提案の場合は、提案の趣旨及び本工事の魅力発信につながる記載内容や設置箇所等について、具体的に記載してください。

当該工事を通じて建設業の魅力を請負者が自ら市民へ発信する方法について、安全性（情報セキュリティの確保を含む）及び工程への影響に留意し、技術資料を作成してください。

(評価されなかった事例)

- 1). 魅力発信に係る記載のない週間工程表の地元配布、人通りのない箇所でのPR看板設置。
- 2). 整理整頓の徹底等、請負者が当然努めるべき内容を提案している。
- 3). 魅力発信の方法が具体的に記載されておらず不明確である。



(4) 技術資料の作成にあたって

総合評価方式による発注工事では、本市が京都市土木工事共通仕様書等で定める基準に、企業独自の工夫を加えることで、より品質の高い工事が行われることが期待されています。

技術資料を作成するにあたっては、やみくもにインターネットなどから新しい製品情報などを得るよりも、上記の留意点等を参考にし、これまでの工事を通じて得られた経験を活かして、「こうすれば工事の品質が高められる」、「次はこんなことにチャレンジしたい」といった内容の提案を記載していただければと考えています。

今後も、総合評価方式の趣旨に沿った、よりよい提案がなされることを期待しています。

【本件に関する問合せ先】
建設局建設企画部監理検査課進行管理係
電話：075-222-3548